

桑名市東京圏型移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 桑名市東京圏型移住支援補助事業に関する報告及び立入調査について、三重県及び桑名市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、桑名市東京圏型移住支援補助金要綱に基づき、移住支援補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：**全額**（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）
 - (2) 移住支援補助金の申請日から3年未満に桑名市以外の市町に転出した場合：**全額**
 - (3) 桑名市東京圏型移住支援補助金交付要綱第2条第2号に該当する場合、移住支援補助金の申請日から1年以内に移住支援補助金の要件を満たす職を辞した場合：**全額**
 - (4) 移住支援補助金の申請日から1年以内に勤務地が桑名市以外へ変更となった場合：**全額**
 - (5) 移住支援補助金の申請日から3年以上5年以内に桑名市町以外の市町に転出した合：**半額**
- 3 過去に東京圏から東京圏外への転出が確認される場合は、東京圏外の転居先の該当市町村に移住支援金を交付していないか、桑名市が確認することを了承します。
- 4 移住支援金の支給を受けた後に実施される桑名市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。